

# 地域情報プラットフォーム推進事業の概要

## 目的

官民の情報システムが相互接続・連携できるよう、あらかじめ各々のシステムが準拠すべきルールである「地域情報プラットフォーム標準仕様書V2.0」に準拠したシステムの実証実験を行い、様々な運用面などにおける課題の抽出と解決策の提示を行うことで、国民の利便性向上、行政事務の効率化及び地域の活性化に資する公共情報サービスの早急な実用化と普及を図ること。

## 内容

「引越ワンストップサービス分野」及び「地域活性化分野」におけるワンストップサービスの早急な実用化と普及に向けた運用面・制度面における課題の抽出と解決策の提示等を委託する。  
 委託先(民間法人※)は、成果物として①成果報告書(ワンストップサービスの実現に向けた全体構成の設計・課題と解決策・地域活性化効果等)、②実用仕様案(業務・次期分野横断基盤・相互接続等に係る実用仕様案)等を策定し、国はその成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、「ワンストップサービス」の早急な実現・普及を図る。

## 委託先

民間法人※

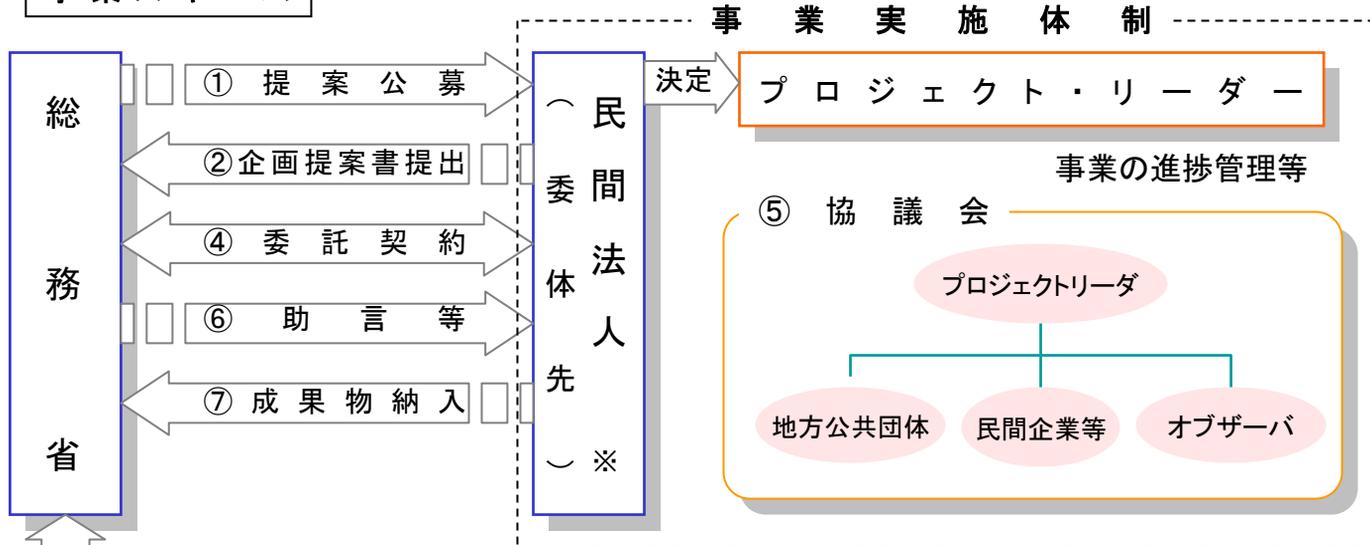
## 分野

- 引越ワンストップサービス分野
- 地域活性化分野
  - ・移住交流支援系
  - ・住民生活向上系
  - ・地域産業活性化系

## 事業規模

- 引越ワンストップサービス分野  
1事業 4.26億円以下
- 地域活性化分野  
1事業4,000万円以下  
(上限2億円)

## 事業スキーム



- ① 総務省は民間法人に対し、公募を実施
- ② 委託を希望する者は、所定の企画提案書を総務省に提出
- ③ 企画提案書については、外部の有識者等による評価を参考にして、委託先を選定
- ④ 選定された者は、総務省との間で委託契約を締結
- ⑤ 委託先は、実証実験の実施・目的の達成に必要な関係者との協力・連携等を円滑に行うため、協議会を設置
- ⑥ 委託先は、必要に応じて総務省等の助言を得ながら、事業を実施
- ⑦ 委託先は、実施状況、成果等を取りまとめ、最終報告書を提出
- ⑧ 提出された報告書等をもとに、外部の有識者等による評価

※ 法律に基づき設立された法人又は非営利団体